

徳島県こども計画の位置付け ①こども基本法（令和5年4月1日施行）

資料3

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検 討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

目的

- こども基本法において、以下が規定されている。
 - ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

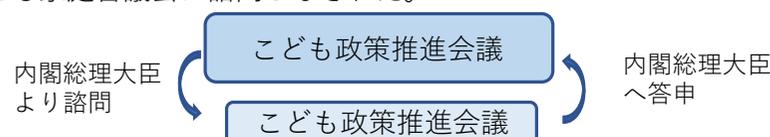
第1 はじめに

こども大綱が目指す「**こどもまんなか社会**」
全てのこども・若者が
身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第3 こども施策に関する重要事項

- こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。
- 1 ライフステージを通じた重要事項
 - 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
 - 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

徳島県こども計画の位置付け ③ 現行の6つの県計画

①第2期徳島はぐくみプラン【少子化・こどもの貧困】
「子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島」を目指して、「未婚化・晩婚化」や「子育ての孤立化」等の今日的課題を踏まえ、これらに的確に対応した施策を展開することにより、少子化の流れに歯止めをかけ、持続可能な地域社会の実現を図る。

②とくしま青少年プラン2022【若者・健全育成】
青少年を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、全ての青少年が健やかに成長し、円滑な社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、青少年の健全な育成に関する施策を推進する。

③第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画【保育・子育て】
待機児童の早期解消等の課題解決のために市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組みが円滑に実施されるよう必要な支援を行い、子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを産み育てる徳島」を実現する。

④徳島県子ども未来応援プラン【社会的養護】
H28改正児童福祉法に子どもが権利の主体であることが明記されたことを踏まえ、「子どもの声」をしっかりと聞き、子どもの権利を着実に守り、支援する体制を整えることで、児童虐待の未然防止につなげるとともに、家庭養育を推進することで「子どもの最善の利益」を実現する。

⑤徳島県ひとり親家庭等自立促進計画【ひとり親】
ひとり親家庭等が安定した生活を営めるよう相談・支援体制を強化するとともに、貧困など困難を抱える家庭に対し、地域で子どもや家庭を見守る環境整備を図ることで、ひとり親が自立し、子どもが夢と希望を持つことができる社会の実現を目指す。

⑥成育医療計画（こども関係）【母子保健・医療（こども）】
成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項である、成育過程にある者及び妊産婦に対する医療、成育過程にある者等に対する保健、教育及び普及啓発、その他必要となる事項を推進する。

こども大綱

こども施策と一体のもの

徳島県こども計画